

改正高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け

1. 背景

- 少子高齢化の進行(労働力人口の減少)の中での高年齢労働力の活用
- 年金支給開始年齢の引上げの中での生計維持のための収入確保等



高齢者が社会の支え手として活躍できるよう65歳まで働ける労働市場の整備が必要。

2. 改正の内容

(1) 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の義務化

【平成18年4月1日施行】

事業主に対し、

- ① 定年の引上げ
- ② 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入(労使協定により、対象となる高年齢者に係る基準を定めることも可能)
- ③ 定年の定め廃止

のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じることを義務付け。

これらの措置の導入義務付けの年齢は、年金支給開始年齢の引上げに合わせ、平成25年度(2013年度)に65歳となるまで段階的に引上げ。

(注) 適切な措置が講じられない事業主に対しては、公共職業安定所長が助言、指導、勧告を行う(罰則はなし)。

